

議案第 7 6 号

志摩市進学応援基金条例の制定について

志摩市進学応援基金条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市進学応援基金条例

(設置)

第 1 条 志摩市における教育の均等を図り、将来社会に有用な人材を育成することを目的として、経済的理由により進学困難な者に対し学資を給付するため、志摩市進学応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計の歳入歳出予算で定める額とする。

(運用)

第 3 条 市長は、基金の設置の目的に応じ、基金の確実かつ効率的な運用に努めなければならない。

(管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実有効な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の整理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第 7 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。